

東京都認証保育所

保育料負担軽減制度

負担軽減を受ける要件

- ・利用者、児童がともに足立区在住であること。
- ・認証保育所と月ぎめ保育契約をしていること。
(区外の認証保育所含む)
- ・月の初日から在籍していること。

負担軽減を受ける手続き

- ・「認証保育所保育料負担軽減申請書」を記入し認証保育所へ提出してください。
- ・【該当者のみ】「保育の必要性の認定」が必要な方は、利用開始前までに直接足立区役所へ認定の手続きが必要です。

軽減の対象となる費用の範囲

- ・軽減対象費用は、月ぎめの保育料です。
- ・入園金、延長保育料、通園送迎費等は軽減の対象外となります。

軽減上限額

詳細は
足立区HP▶▶▶



- ・契約保育料から軽減上限額を引いた金額が、保育料自己負担額です。
- ・契約保育料が軽減上限額以下の場合は、保育料の額までが軽減されます。

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	保育料軽減上限額
0～2歳児	課税世帯	—	第1子	40,000円
			第2子以降	67,000円
	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	認定あり	第1子	67,000円
			第2子以降	67,000円
		認定なし	第1子	42,000円
			第2子以降	67,000円
3～5歳児	全世帯	認定あり	第1子	57,000円
			第2子以降	57,000円
		認定なし	第1子	37,000円
			第2子以降	57,000円